

いじめ防止基本方針

—すべての生徒が生き生きとした学校生活を送れるように—

平成 26 年 7 月 1 日 策定

平成 30 年 4 月 1 日 一部改訂

令和 4 年 4 月 1 日 一部改訂

金光八尾中学校・高等学校

目 次

I. いじめ防止基本方針の策定-----	2
II. いじめ問題に関する基本的な考え方-----	2
1. 基本理念-----	2
2. いじめ問題の基本的な認識-----	2
3. いじめの態様-----	3
III. いじめ防止対策のための組織-----	3
IV. いじめの未然防止と対応-----	4
1. いじめ防止の基本的な考え方-----	4
2. いじめの早期発見-----	4
3. いじめ問題への対応とその措置-----	5
4. ネット上のいじめへの対応-----	7
5. 関係諸機関との連携・対応-----	7
6. いじめ解消の確認-----	7
V. 重大事態への対処-----	8
1. 重大事態の意味について-----	8
2. 調査を行うための組織-----	8
3. 重大事態の報告-----	8

<別紙1> 《いじめ防止対策委員会の組織》

<別紙2> 年 間 計 画

<別紙3> いじめ対応マニュアル

I. いじめ防止基本方針の策定

平成 25 年の「いじめ防止対策推進法」の公布、施行に基づき、本校においても、「いじめ防止基本方針」（平成 26 年 7 月 1 日策定）を作成し、いじめに対する基本的な考え方、いじめの未然防止、早期発見、いじめ問題への対応について具体的施策を示し、学校としていじめに対し組織的に取り組み、対応していく。

II. いじめ問題に関する基本的な考え方

1. 基本理念

「いじめは、絶対に許されない」「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」「全ての生徒に関係する問題である」との意識で取り組む。

- ① 心豊かで安心して学校生活を送るため、様々な活動の中で取り組む。
- ② 学校・家庭が一体となって継続して、未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- ③ 取り組みにあたっては、学校全体で組織的に取り組む。
- ④ いじめを生まない土壌作りに、教職員が様々な教育活動の中で、日々実践することが求められる。

2. いじめ問題の基本的な認識

いじめ問題の取り組みにあたっては、以下のことを日ごろから十分認識し、いじめの未然防止・早期発見に的確に取り組む。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられた生徒の立場に立つことが大事であり、いじめられる側にも問題があるという見方はしない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触することがある。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題でもある。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方にも関わりが多い。
- ⑧ いじめは学校・家庭など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめの態様

「いじめ」は、一定の人間関係がある生徒同士の中で、心理的または物理的に影響を与える行為で、行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じるもので、具体的には次のようなものがある。

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

Ⅲ. いじめ防止対策のための組織

いじめ問題の取り組みにあたっては、「いじめは絶対に許さない」という強い意志を持って、学校全体で組織的に取り組まねばならない。そのために「いじめ防止対策委員会」を設置する。

- 1 組織名称 いじめ防止対策委員会
- 2 構 成 員 校長・副校長・教頭・生徒指導部長・人権教育推進委員長
各学年（中学）部長・保健主事・カウンセラー
※学校長は事象に応じて必要な人材を必要な部署から招集する。
- 3 役 割 ① いじめの未然防止、環境づくり
② いじめへの対応・指示
③ 相談体制の整備
④ いじめ防止に関する校内研修の企画・立案
⑤ 年間計画の作成・進捗状況の点検
⑥ 調査研究と啓発活動
⑦ 外部機関との連携
⑧ 基本方針・取り組みの見直し
- 4 そ の 他 いじめ事案が発生した場合は「緊急対策会議」を開催する。

IV. いじめの未然防止と対応

1. いじめ防止の基本的な考え方

いじめを生まない土壌づくり、いじめが起こらない学級・学校づくりが未然防止の基本課題である。

学校全体の取り組みとして

- ① 「いじめはどの学級・学校にも起こり得る」という認識を持つ。
- ② 人権尊重の精神を涵養し、人の痛みを思いやる心や命を大切にする教育活動を展開し、人権意識の高揚を図る。
- ③ 本校の建学の精神に則り、「人間平等・個性尊重・心を育てる」教育に努め、思いやりの心や感謝の心を持った生徒の育成を図る。
- ④ 各教科・人権教育ロングホームルーム・特別活動・宗教教育・道徳教育・学校行事等あらゆる分野で横断的に取り組む。
- ⑤ 望ましい人間関係を構築し、豊かな心を育て、いじめが生じない土壌づくりを行う。
- ⑥ 教職員の何気ない言動が、生徒を傷つけ、それが結果としていじめを助長してしまうことがあることに留意する。

学級担任を中心とした取り組みとして

- ① 生徒に「自尊感情」を育むとともに、学級が「心の居場所」となるよう努める。
- ② 他者の痛みや感情が共感的に受容でき、豊かな人間関係が築ける学級集団づくりに努める。
- ③ 生徒や学級の様子を常に観察し、生徒の些細な言動の中に小さな変化の気づきができるように努める。

2. いじめの早期発見

- ① いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、かつ、潜在化するものである。よって、生徒の些細な変化を見逃さない。また、些細な兆候であっても早い段階からの的確な関わりを持つ。
- ② いじめにあっている生徒は、その拡大を恐れ、その被害を訴えることができない場合が多い。よって、生徒の言動の小さな変化、心の訴えを敏感に察知する鋭い感性を持つ。
- ③ いじめの発見が遅れることは、より深刻化・陰湿化し、重大な問題に発展していくものと認識する。

- ④ 早期発見のために、面談等を通して日ごろから教職員と生徒との間に信頼関係を構築する。
- ⑤ 学級集団の中で、配慮を要する生徒には特に日ごろから表情等を観察し、敏感に感じ取れるようにする。

3. いじめ問題への対応とその措置

子どもの小さな変化やいじめの兆候を見つけた場合には、些細なこととして問題を軽視せず、そして一人で抱え込むことなく、情報を共有し、早期に適切な対応を取る。また、指導の方針を明確にし、共通理解を図りながら迅速に対応する。

いじめは、いじめられた者といじめた者の二者の関係だけでなく、いじめを見ている「傍観者」、いじめを周りで、はやし立てている「観衆」の四層構造をなしており、それらの者も含めて、対応・指導する。

緊急の対応として

- ① いじめを発見、また認知した場合、その場で、その行為を止める。
- ② 一人で抱え込まず組織的に対応することが重要である。よって、速やかに学年部長、生徒指導部長等に連絡するとともに、管理職に報告し、指示を仰ぐ。
- ③ いじめを受けたと相談に来た生徒やいじめの情報を伝えに来た生徒から事情を聴く場合、他の生徒たちの目に触れない場所、時間等、慎重に配慮する。

基本的な対応

- ① 実態把握のための事実確認等は、複数の教員で行う。
- ② 事実確認は、いじめられている生徒といじめている（と思われる）生徒を別の場所で行う。
- ③ いじめている（と思われる）生徒から、いじめの行為に至った行為や心情など聴き取るとともに、周囲の生徒など第三者からも客観的かつ正確に状況を把握する。
なおその際、事実確認と指導を混同すると、正確な事実が把握できないことがあるので、留意する。
- ④ いじめられている生徒、いじめている生徒、双方の保護者への対応は複数の教員であたる。

いじめられている生徒に対して

- ① いじめを受けている生徒の立場に立って、その生徒に寄り添い支えるという体制をつくる。
- ② 事実確認を行う際、当該生徒の心情をよく汲み取り、共感することで、いじめられた生徒の心の安定を図る。
また、秘密を守る、当該生徒を守るという安心感を与える。
- ③ 必ず解決できるという希望を持たせる。

いじめている生徒に対して

- ① いじめは人格を傷つけ、相手の人権・身体・生命をも脅かす行為であり、絶対許されるものではないという事を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ② 正確な事実確認を行うと共に、いじめを受けた生徒や保護者のつらさ、悲しさ、くやしさを理解させる。
- ③ いじめを行った際の気持ちや状況などを十分に聴き取り、いじめ行為の背景・要因について分析し、指導にあたる。

周りの生徒に対して

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学校全体の問題としてとらえさせる。
- ② 見て見ぬふりをしている「傍観者」、同調しはやし立てている「観衆」も、いじめを肯定している行為になり、いじめられている生徒が苦痛だけでなく、孤立感を一層強める結果になることを理解させるとともに、いじめを抑止する側になることを促す。
- ③ 「傍観者」「観衆」の中には、いつ自分がいじめられる立場になるかもしれないと不安を持っている場合も予測されることから、「学校はいじめを許さない」、「すべての教職員がいじめられた生徒に寄り添い支える」、そしていじめを見た時やいじめにあった時には、速やか教職員に相談することがいじめ防止に繋がると徹底して指導する。

いじめられている生徒の保護者に対して

- ① いじめを発見、認知したら、その日のうちに家庭訪問し、保護者と面談、事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、徹底して生徒に寄り添い支えること、秘密を守ることを伝え、不安を除去し、保護者の理解と協力を得る。
- ④ 継続して保護者と十分な連携を図る。家庭・学校双方での生徒の様子・変化について連絡し合い、今後の対応について話し合う。

いじめている生徒の保護者に対して

- ① 十分な事実確認の上、正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒、その保護者の気持ちを伝え、解決を図るための連携・協力を求める。
- ② 「いじめは絶対に許されるものではない」という毅然とした姿勢を示し、家庭での指導を依頼すると共に継続的な助言を行う。
- ③ いじめ行為に至る背景、要因が家庭にあると考えられる場合には、保護者と十分に話し合い、その解決を図る。

4. ネット上のいじめへの対応

- ① 子どものパソコンや携帯電話・スマートホン等を第一義的に管理する保護者と連携した取り組みを行う。使用のルールを決めたり、フィルタリングしたりするなどの家庭での使用の仕方の協力・理解を図る。
- ② ネット上に不適切な書き込みを発見した場合には、対応を協議し、関係生徒から聞き取りを行うと共に、書き込みや画像の削除要請等を迅速に行う。また被害生徒があった場合にはその精神的ケアに努める。
- ③ 人権侵害、法律違反、犯罪に結びつくような事案については、警察や専門的機関と連携して対応する。
- ④ 情報モラル教育を進める。

5. 関係諸機関との連携・対応

いじめを行った生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導に十分な効果を上げることが困難な場合には、必要な関係機関と連携を行い、適切な指導を検討する。

6. いじめ解消の確認

- ① いじめに係る行為が止んでいること 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。その相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害者が心身の苦痛を感じていないこと ・いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では被害者を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有する。

V. 重大事態への対処

「いじめ防止対策推進法」より抜粋

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1. 重大事態の意味について

「生命、心身又は財産に重大な被害」について

(例)

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

「相当の期間」について

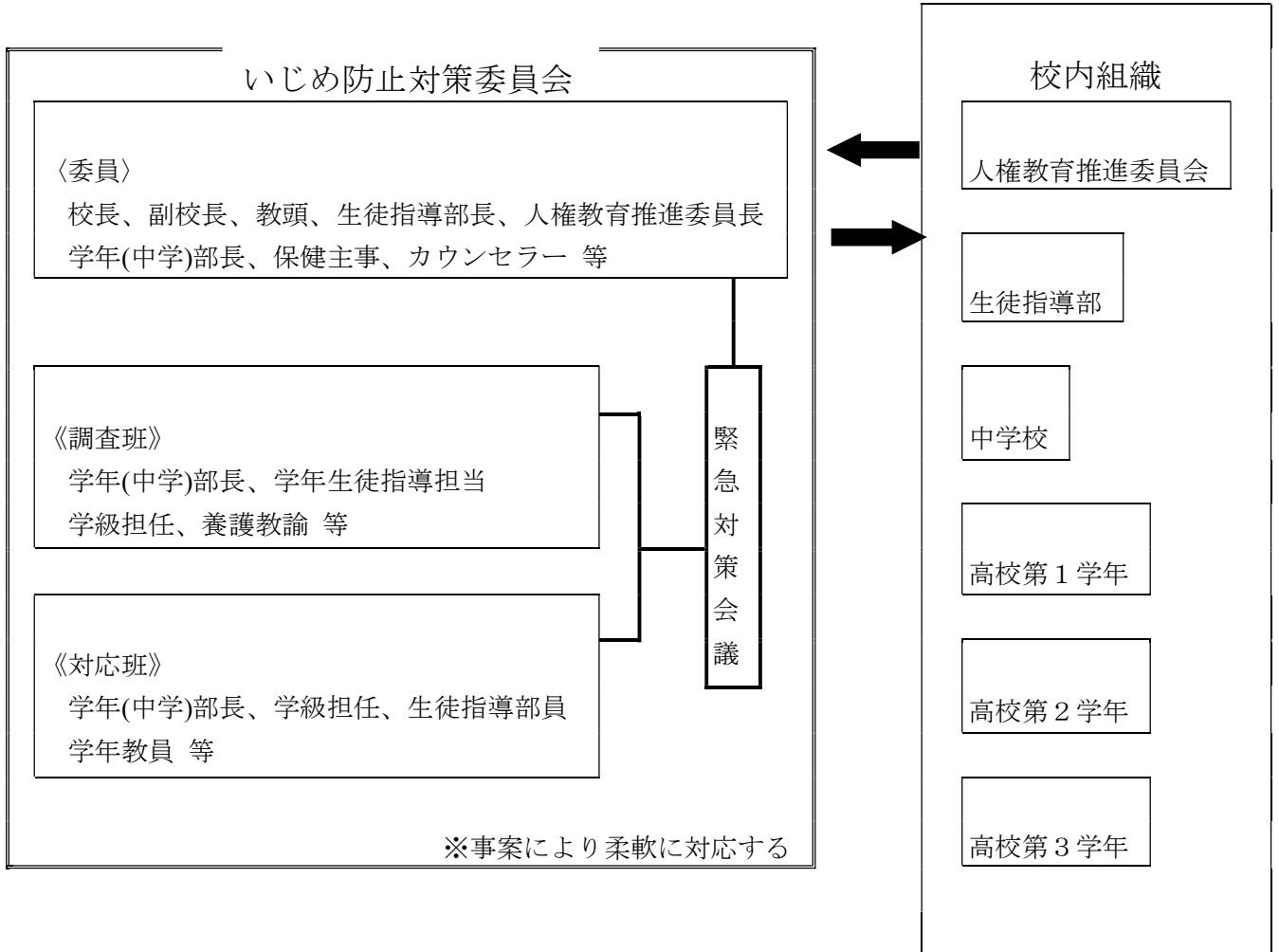
- ・文部科学省の不登校の調査の定義を踏まえ、**年間30日**を目安とする。
- ・ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、目安にかかわらない。また、生徒や保護者から、いじめられて重大事に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして調査にあたる。

2. 調査を行うための組織

「いじめ防止対策委員会」を母体として、事態に応じては、適切な専門家を加える。

3. 重大事態の報告

学校法人を通じて、大阪府知事に報告する。



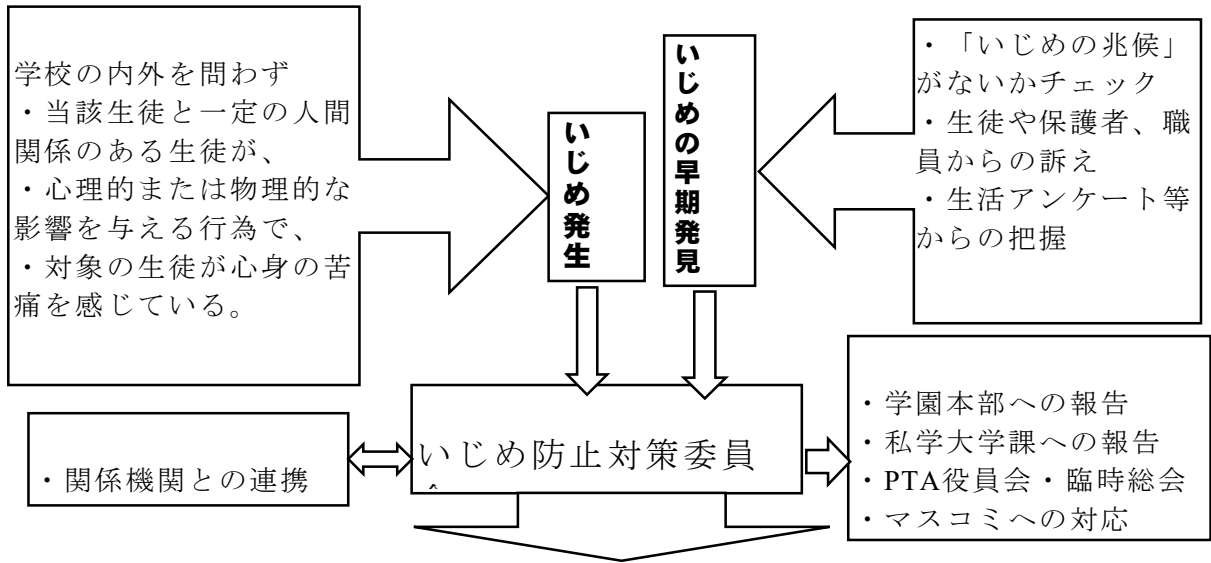
- ① いじめ防止対策委員会は、学校長が任命した副校長、教頭、生徒指導部長、人権教育推進委員長、学年(中学)部長、保健主事、カウンセラー 等を委員として設置する。
- ② いじめの事案発生時は、「緊急対策会議」を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して対応する。
- ③ いじめ防止対策委員会で取り扱われた内容や事案については、運営委員会、職員会議等に報告し、全教職員に周知徹底させる。

＜別紙2＞ 年間計画

月	中学校	高校	学校全体
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・人権教育年間計画作成 ・人権アンケートの内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 小学校での人権学習 ② いじめについて ・1年オリエンテーションの内容 <ul style="list-style-type: none"> ① スマホ・SNSについて ② 学級の仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備 ・人権教育年間計画作成 ・人権アンケートの内容 <ul style="list-style-type: none"> ① 中学校での人権学習 ② オリエンテーション 合宿の人権参考資料 ・1年オリエンテーション 合宿の内容 <ul style="list-style-type: none"> ① いじめ人権講話 ② 学級の仲間づくり 	<ul style="list-style-type: none"> いじめ不登校委員会 (年間計画の確認) ・「いじめ防止基本方針」の 全体周知と確認 ・「人権教育基本方針」 (重点目標と具体的方策) 月間長期欠席者調査
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> 月間長期欠席者調査
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 集団育成 (連帯感や所属意識) ② 教員と生徒の一体感 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・体育大会のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 集団育成 (連帯感や所属意識) ② 教員と生徒の一体感 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> 月間長期欠席者調査
7月			<ul style="list-style-type: none"> 1学期の長期欠席者調査
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 学校全体の連帯意識 ② 文化共有の一体感 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 学校全体の連帯意識 ② 文化共有の一体感 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・私学人研夏期研究会の報告 月間長期欠席者調査
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・3年修学旅行のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 宿泊生活を通じて集団の 一員としての自覚を養う。 ② 友達との共同生活を過 す中で、友達のいいとこ ろを見つける。 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> ・2年修学旅行のねらい <ul style="list-style-type: none"> ① 大自然に触れ、豊かな 情操を育成する。 ② 友達との共同生活を過 す中で、友達のいいと ころを見つける。 ・人権教育LHR 	<ul style="list-style-type: none"> 月間長期欠席者調査
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・文化講演会 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・文化講演会 	<ul style="list-style-type: none"> 月間長期欠席者調査
12月			<ul style="list-style-type: none"> 2学期の長期欠席者調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育LHRアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年スキー研修 <ul style="list-style-type: none"> ① 大自然の中でスキー を通じて教員と生徒のふ れあいを高め、学校生活 に活かす。 ・人権教育LHRアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員人権教育LHR アンケート 月間長期欠席者調査
2月			
3月			<ul style="list-style-type: none"> 年間長期欠席者調査 ・教職員人権研修会 (年度末人権アンケート集約)

いじめ対応マニュアル

- ・「いじめは絶対に許されない」「どの生徒にもどの学校にも起こりうる」「全ての生徒に 関係する問題である」
 - ・発見から指導そして解決まで、組織的な対応で行うこと。
 - ・対策はスピード感を持って丁寧に対応すること。
- いじめの構造は「いじめられる被害者」「いじめる加害者」「はやし立てる観衆」「周りにいる傍観者」の四層構造



事実確認	指導方針の決定	保護者への対応
いじめ状況・きっかけなど、事実に基づいて、加害生徒、周囲の生徒、加害生徒の順で聞き取る ・個別に聞き取る ・記録を残す ・自書させる ・生徒間の力関係の影響に配慮する	・事実確認を基に事実を確定 ・指導方法を検討する ・教職員が情報を共有し、今後の進路の進め方について共通認識を持つ ・教職員の役割分担…被害生徒・加害生徒・保護者への対応、加害生徒への指導 ・関係機関への通報	・生徒の家庭での様子を丁寧に聞き取る ・事実確認で把握した状況について説明する ・学校の指導方針を伝え、「いじめは許さない」「被害者を守る」立場を明確にする

事象の後の対応が大切

人間関係の修復	学級や学年等に対する指導	指導後の状況把握
謝罪の場を通し、被害生徒等の気持ちを伝え、よりよい人間関係を構築する	積極的な生徒指導を推進し、加害生徒にも自己存在感を持たせるようにする	学校全体で日常的な状況を積極的な把握する